

筑西市立新治小学校「いじめ防止基本方針」

筑西市立新治小学校

1 目的

児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策に関し、その基本事項を定めることにより、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法第2条より抜粋〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ学校全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

4 いじめ防止対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会等を組織する。

- (1) いじめ防止対策委員会
 - ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、各学年教育相談担当者、該当児童担任で構成する。
 - ② 本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、各学年教育相談担当者、該当児童担任の他、必要関係諸機関で構成する。
- ② 本協議会は、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育の充実（いじめをしない・させないために）

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、自作教材の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ ほめほメールの推進（善行を認める）
- ⑦ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑧ 無言清掃（小中連携）、ボランティア活動（アルミ缶回収等）の推進
- ⑨ 児童が主役で進める学校行事の展開（児童集会の運営等）

(2) 人権教育の充実

自他の尊厳についての自覚を深め、互いに認め助け合うことができる望ましい人間としての資質を育成する。

- ① 人権教育研修会等の資料の活用
- ② 児童理解の深化（教育相談の実施等）
- ③ 啓発活動の推進（標語・習字・作文・人権メッセージへの参加等）

(3) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の絆と居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

- | |
|--|
| ア 質問紙調査の結果や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。 |
| イ 課題をどう変えたいという目標（1年後・半年後・学期の修了時）を設定する。 |
| ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。 |
| エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 |
| オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 |
| カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発を促す。

(4) 早期発見のための措置

- ① いじめに関する資料等の児童生徒及び保護者への配付
- ② いじめの認知等についての職員研修
- ③ 定期的なアンケート調査（毎月実施、各学級）
- ④ 生徒指導部員会での情報交換
- ⑤ 相談体制の整備
 - ・教育相談（6・1月）
 - ・個別面談（7月）
 - ・オンライン相談「そうだんルーム」

(5) 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員	青少年相談員
市要保護生徒対策地域協議会	筑西児童相談所	筑西警察署生活安全課	
市母子保健課	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施

(7) 保護者との信頼関係の構築

- ① 各種広報誌等を活用した情報公開
- ② 授業参観、懇談会等を活用した情報交換
- ③ チラシ等の配布による各種相談機関の周知

(8) 地域との信頼関係の構築

- ① 学校便り、ホームページ等を活用した情報公開
- ② 学校評議員会におけるいじめ問題の検討
- ③ 「いじめ対策連絡協議会」による早期の把握及び対策

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- (1) 市教育委員会へ報告する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）を実施する。
- (3) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (4) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (5) 児童の命や安全を守ることを最優先として、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

8 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

平成 25 年 12 月 12 日 策定
平成 27 年 5 月 18 日 改訂
平成 30 年 9 月 3 日 改訂
平成 30 年 10 月 3 日 改訂
令和 5 年 7 月 27 日 改訂